

小鹿野町役場庁舎検討委員会次第

平成 28 年 10 月 28 日（金） 13：30

小鹿野町役場 第 1 会議室

1 開 会

2 委員委嘱

3 あいさつ

4 議 題

(1) 正・副委員長の選任について

(2) 委員会の進め方

①会議の公開について

②今後の予定

(3) その他

5 閉 会

小鹿野町役場庁舎検討委員会予定（案）

第1回 平成28年10月28日（金）午後1時30分

委員委嘱

正副委員長の選出

今後の進め方

会議の公開・非公開

検討委員会の進め方

第2回 平成28年12月中旬

役場庁舎の現状（視察）について

町の財務状況について

役場庁舎在り方、機能規模について

第3回 平成29年1月下旬

役場庁舎在り方、機能規模について

整備方法の検討について（1）

補強・建替え又は移設について

第4回平成29年3月下旬

整備方法の検討について（2）

第5回平成29年5月上旬

整備方法の検討について（3）

第6回平成29年6月下旬

報告書案作成について

第7回平成29年7月下旬

「小鹿野町役場庁舎検討委員会報告書（案）」について

小鹿野町役場庁舎検討委員会条例

○小鹿野町役場庁舎検討委員会条例

平成28年6月10日
条例第28号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小鹿野町役場庁舎検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、町長にその意見を答申する。

- (1) 役場庁舎の機能、規模に関すること。
- (2) 役場庁舎の整備に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 各種団体代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その職をもって委員となった者の任期は、当該職の任期までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

小鹿野町役場庁舎検討委員会名簿

順不同

職名	氏 名	備 考
委員長	丸山 陽生	小鹿野町区長協議会長
副委員長	笠原 憲一	小鹿野町体育協会会長
委員	佐藤 恭平	小鹿野町区長協議会副会長（下小鹿野地区）
委員	原口 悟志	小鹿野町区長協議会副会長（小鹿野地区）
委員	井上 要作	小鹿野町区長協議会副会長（長若地区）
委員	石田 悦朗	小鹿野町区長協議会副会長（三田川地区）
委員	山崎 勉	小鹿野町区長協議会副会長（倉尾地区）
委員	吉田 恭典	小鹿野町区長協議会副会長（両神地区）
委員	岩崎 宏	西秩父商工会会長
委員	黒沢 裕幸	小鹿野町農業委員会会長
委員	柴崎 好一	小鹿野文化団体連合会長
委員	坂本 好司	小鹿野町老人クラブ連合会長
委員	黒田 豊二	小鹿野町民生委員・児童委員協議会長
委員	町田 考子	小鹿野町交通安全母の会会長
委員	今井 清	小鹿野町身体障害者福祉会長
委員	鴫田 静江	サン・レディスおがの会長
委員	柿島 佳弘	埼玉県営繕工事事務所長
委員	丸岡 庸一郎	埼玉建築士会副会長（秩父支部長）
委員	黒沢 一男	公募委員